



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SOO-City

農業委員会だより

平成27年3月発行〈第10号〉曾於市農業委員会



豊かな自然の中で
生命の鼓動を感じるまち

新ごぼうの収穫風景（財部町帯野）

主な内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長への政策提言
- ◇農業委員名簿
- ◇農作業別標準賃金表
- ◇曾於市賃借料情報
- ◇農地転用等について
- ◇女性農業委員活動報告等
- ◇農業者年金制度等について
- ◇認定農業者・新規就農者紹介



箱詰めされた新ごぼう



会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 森岡俊弘

農業委員会だよりの発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。市民の皆様方には、かねてより農業委員会の業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は3年に一度の農業委員の改選の年となり、公選による委員30名、議会の推薦による委員3名、団体（農業共済組合・農協・土地改良区）の推薦による委員3名の36名により7月20日新しくスタートし、私が会長に選任されたところでございます。

さて、国においては、農業委員会制度の見直しが検討され、農業委員の選挙制度の廃止、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する方向で、今年度中に結論を出し、法律上の措置が必要なものは、今国会に関連法案を提出する方向で、進んでいるところでございます。そのような中、昨年10月私たち曾於市農業委員会は、地域農業を守るため、曾於市長へ政策提言を行いました。(1)TPP問題について、(2)農業委員会改革について、(3)畜産農家への支援について、(4)有害鳥獣対策について、(5)食育の推進と地産地消について、(6)後継者育成について、(7)畑かん活用と圃場整備事業について、の7項目について提言しております。

特に、曾於市民のための基幹産業である農業を守り発展させるために、優良農地の確保・有効利用・担い手農家への優良農地の集積・遊休農地対策や各種申請に対して公平迅速に対応するよう取り組んでまいります。農地の有効利用につきましては、優良農地は農地として維持できるように、地域農業の進展と曾於市が発展するよう委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

市長への政策提言

平成26年10月2日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、認定農業者や農家の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

1 TPP問題について

農業分野の重要5品目の中で、特に本市に関連する米、牛肉・豚肉及び乳製品については、引き続き交渉の行方を注視し、関税撤廃に反対の姿勢を貫き、県とも同調しながら国へ曾於市民の声を発信いただくよう要望します。



2 農業委員会改革について

本市においては、高齢化等の進行により地域の農家からは、私たち農業委員へ農地のあっせんや相談などが急増している中、農地の耕作面積に応じた農業委員の配置など、柔軟な改革になるよう県と同調しながら国へ働きかけていただくよう要望します。

3 畜産農家への支援について

(1) 急激な円安により配合飼料等が高騰し、経営を圧迫しておりますので、配合飼料等の購入に対して、価格補填はできないか、検討いただくよう要望します。

(2) 高齢化等による畜産農家の減少により子牛競り市への上場が減っていく中、畜産経営を分業化することにより、飼養頭数の増加や繁殖成績の向上が図られるような仕組み(コントラクター制度やTMRセンター等)を関係機関と協議し構築くださるよう要望します。

(3) 防疫対策が希薄にならないよう啓発・呼びかけを行い消毒薬や消石灰等の配付を続けていただくよう要望します。

(4) 曾於市畜産協議会の各種補助金等について、引き続きこれまで以上の支援策を要望します。

4 有害鳥獣対策について

(1) イノシシのワナ講習会の受講負担金の助成について、検討くださるよう要望します。

(2) 駆除隊員等の活動が広範囲で、効率的にできるよう行政指導くださるよう要望します。

(3) 市町境界付近での駆除活動が円滑にできるよう関係市町と協議くださるよう要望します。

(4) 捕獲したシカ・イノシシ肉について、市内のレストランや飲食店で提供できないか、検討いただくよう要望します。

5 食育の推進と地産地消について

(1) 市内産米の販売戦略として、学校給食や病院、飲食店等への積極的な売り込みにより消費拡大に寄与くださるよう要望します。また、市長が主張されております離島への積極的な市内産米の販売活動を要望します。

(2) 農作業の体験学習など引き続き食物への感謝の心の育成のため積極的な食育活動を展開いただくよう要望します。

6 後継者育成について

(1) 農業技術を習得できる施設を整備し、若い就農人口を増やす施策を講じていただくよう要望します。

(2) 独身の農業後継者等の出会いの場を積極的に設定いただくよう要望します。

7 畑かん活用と圃場整備事業について

(1) 温度センサーによる節水型散水機及びクワシロカイガラムシの防除散水機具導入について、国や県への積極的な働きかけを要望します。

(2) 優良農地の確保のための圃場整備が急務となっており、各農家への補助事業等の広報活動や啓発活動を積極的に行うよう要望します。また、圃場整備済地区についても、現在のニーズに合わない場合は、再整備するなど積極的に推進いただくよう要望します。



末吉地区農地部会



大隅地区農地部会



財部地区農地部会



女性農業委員

○農業・農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局まで！

曾於市農業委員名簿

(任期 平成26年7月20日から平成29年7月19日まで)

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名	議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1	森岡俊弘	(末吉地区)	0986-76-0092	会長	19	中迫琢美	(大隅地区)	099-482-4307	大隅地区農地部会長代理
2	米満恵子	(財部地区)	0986-72-3988		20	櫻井六男	(末吉地区)		
3	岩井利政	(財部地区)	0986-72-1142		21	徳永孝志	(末吉地区)	0986-76-4929	末吉地区農地部会長
4	岩本秋光	(末吉地区)	0986-76-5419		22	吉満忠吉	(財部地区)	0986-72-3917	会長代理
5	荻迫純明	(大隅地区)	099-481-2426		23	竹下一成	(大隅地区)	099-482-1294	農政部会長
6	竹元守	(大隅地区)	099-482-3845	大隅地区農地部会長	24	山口裕之	(末吉地区)	0986-76-6760	
7	有村龍美	(大隅地区)	099-483-1204		25	上岡義孝	(末吉地区)	099-482-2589	
8	堀留美津子	(末吉地区)	0986-79-1933	末吉地区農地部会長代理	26	大口徳明	(大隅地区)	099-482-3960	
9	松ノ下いづみ	(財部地区)	0986-74-2368	財部地区農地部会長代理	27	小濱信子	(大隅地区)	099-483-1038	
10	坂野トメ	(大隅地区)	099-483-1151		28	濱田實	(末吉地区)	0986-76-3028	
11	川越孝一	(末吉地区)	0986-76-6252		29	高岡俊彦	(末吉地区)	0986-78-1262	
12	西村一己	(財部地区)	0986-72-1416		30	下岡万亀子	(末吉地区)	0986-76-4904	
13	光行純市	(末吉地区)	0986-76-4688	農政部会長代理	31	末廣收	(財部地区)	0986-72-3548	
14	酒匂孝一	(大隅地区)	099-482-3679		32	長野修治	(財部地区)	0986-72-2717	
15	宮田一郎	(末吉地区)	0986-76-2976		33	村山壯市	(末吉地区)	0986-76-2631	
16	小倉範房	(財部地区)	0986-72-3502		34	大保圭市	(大隅地区)	099-482-3771	
17	迫将嗣	(末吉地区)	0986-76-3974		35	福岡義信	(財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部会長
18	末平文明	(財部地区)	0986-72-2229		36	新留博文	(大隅地区)	099-484-1502	

平成27年度農作業別標準賃金表

平成27年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。

整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考してください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類		区分	標準賃金	備 考	
一 般 作 業		1日8時間労働	5,424 円 ～5,500 円		
水 田 作 業	荒 起	10a当たり	4,000 円	イタリアン跡地5,000円	
	中 代	//	3,000 円		
	植 代	//	6,000 円		
	畦 塗 り	1m当たり	70 円	畦塗り機使用	
	田 植 え	10a当たり	6,500 円		
	水 稲 育 苗	1箱当たり	550 円		
	稲刈り	バ イ ン ダ ー	10a当たり	6,000 円	
		コ ン バ イ ン	//	15,000 円	
	脱 穀	コンバイン袋(1袋)	500 円		
	サ ブ ソ イ ラ ー	10a当たり	3,000 円	排水作業	
一 般 畑 作 業	肥 料 機 械 散 布	10a当たり	2,000 円	1回当たり	
	ロ ー タ リ ー 耕 転	//	4,000 円	イタリアン跡地5,000円	
	深 耕 ロ ー タ リ ー	//	11,000 円		
	マ ル チ 作 業	1本当たり	2,500 円	1本400m, 資材費本人負担	
	同 時 マ ル チ (テロン)	//	3,000 円	1本400m, 資材費本人負担	
	土 壌 消 毒	1缶当たり	3,000 円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金	
	プ ラ ウ 耕 起	10a当たり	4,500 円		
	プ ラ ソ イ ラ ー	//	3,500 円		
	甘 藷 つ る 切 り	//	5,000 円		
	甘 藷 掘 り 取 り	//	4,000 円		
飼 料 (播 種・ 収 穫 等) 作 業	トウモロコシ等播種	//	3,500 円	種子代は本人負担	
	コーンハーベスター	//	15,000 円	1ヶ所10a以上	
	イタリアン刈取	//	3,000 円		
	イタリアン集草・反転	//	1,000 円	1回当たり	
	イタリアン梱包	1梱包	130 円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)	
	ロールラッピング	1ロール	3,500 円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ロール(ラップなし)	//	2,500 円	標準(直径1m×高さ1m)	
ブ ー ム モ ア 作 業	1分当たり	95 円	1時間当たり5,700円		
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)		2 t 車	12,000 円	土着菌入り有機堆肥で, 土づくりを図りましょう!	

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われるので、標準額を参考に両者で話し合っ、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会(財部支所内)	☎0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎099-482-5959
曾於市有機センター	☎0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎0986-76-7347

※土づくりは土壌診断から！土壌診断(無料)をご利用ください。

曾 於 市 賃 借 料 情 報

この賃借料情報については、農家が田畑の賃貸借をする際の参考としてもらうため、平成26年の賃貸借の情報を提供するものです。田畑の賃貸借の適正を図るため、農業委員会で情報提供するもので、小作（賃貸借）については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、貸貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(10a当たり)

		平均額	最低額	最高額			平均額	最低額	最高額
末吉地区	田	7,200円	1,400円	19,300円	普通畑	8,900円	3,600円	15,700円	
					飼料	7,100円	800円	10,200円	
					茶	17,600円	10,000円	36,900円	
大隅地区	田	8,000円	4,600円	20,000円	普通畑	10,100円	1,900円	25,000円	
					飼料	6,000円	1,200円	9,900円	
					茶	13,000円	9,600円	17,800円	
財部地区	田	8,700円	1,900円	21,500円	普通畑	8,900円	3,000円	19,300円	
					飼料	7,000円	2,300円	17,200円	
					茶	13,800円	10,000円	17,700円	

農地の転用には

許可が必要です!



農地の転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請・・・他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

※4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。

農地の貸し借りを支援する『農地中間管理事業』が始まりました！

『農地中間管理機構』をとおして農地の貸し借りをを行う“新たな仕組み”が始まりました。

- ①人・農地プランなど地域の話し合い活動で、地域の農地を機構に預け、新たな利用計画を立てる。
- ②農業経営を転換、またはリタイアする。
- ③農地を他の人に利用してもらう。

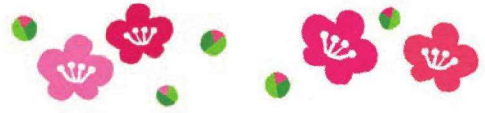
などの取り組みについて、農地の出し手は『機構集積協力金』の交付を受けられる場合があります。

農地を貸したい方、借り受けたい方、又は本事業の内容について知りたいという方がいらっしゃいましたら、下記問い合わせ先まで！（農地の貸し借りについては、農地法、経営基盤強化法による利用権設定もこれまでどおりできます。）

○問い合わせ先

本庁経済課・各支所産業振興課、又は農業委員会事務局・各支所農業委員会分室へ事前にご相談ください。

女性農業委員活動報告



合併と同時に“女性の活躍を”と発足した「食と農と女性の会」も今年で10回目を迎えました。



今回は、女性の能力を発揮し、浜の活性化を目指している垂水市漁協女性部の瀬脇さんを講師に『海の桜堪たるみずカンパチを極めよう!』と題し2月9日カンパチ料理に挑戦しました。60cmほどのカンパチに包丁を入れると普段見ることのない光景にみんな飛びつくように見入っていましたが、酢カンパチ・あら汁・カルパッチョ・漬け丼と手際よく調理し、カンパチづくしの昼食をみんなで堪能しました。

カンパチには、特に女性には嬉しい美容と健康に良いタンパク質に含まれるコラーゲンが豊富に含まれていますので、参加者には好評でした。これも参加者の皆さんが支えてくださるお陰と実行委員長の堀留さんは言います。

今後も、イベントを計画していきますので、多数のご参加をお待ちしております。

耕作放棄地の再生利用を応援します！

荒れた農地を再生しよう

刈払・抜根



土壌改良



「耕作放棄地再生利用緊急対策」の支援があります！

刈払い等と土づくりを併せて支援
定額支援 (5or 6万円/10a)
又は
重機を使用等 1/2以内



土づくりが2年目も必要な場合
2万5千円/10a

作付けをはじめよう



「経営所得安定対策」の支援があります！

- 例えば、耕作放棄地を再生して「麦、大豆、そば、なたね」を作付けしたら、
- 「畑作物の所得補償交付金」を全国一律単価が受けられます。
- さらに最長5年間の「再生利用加算」（平地2万円/10a、条件不利地3万円/10a）があります。

※ 経営所得安定対策の支援対象外作物の作付け等には、「耕作放棄地再生利用緊急対策」の営農定着 (2.5万円/10a) による支援もあります。

※耕作放棄地を再生利用する場合は、事前に本庁経済課又は各支所産業振興課へご相談ください。

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。
また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。
※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (10,000 円)	6,000 円 (14,000 円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (14,000 円)	4,000 円 (16,000 円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

○新規加入者の声



自宅前で夫婦仲良く（剛志さん，京子さん）

末吉町の薄窪剛志さん・京子さん夫妻は、両親と共にタバコ2ha、大根3ha、甘藷8.5ha、水稻50aを経営されています。昨年の3月によりよい農業経営を目指して、家族協定を結びました。そして、これを機に2人も農業者年金に加入されました。加入の理由は、若い時一生懸命働いて、老後は少しでもゆとりのある生活をしたいとの思いと、すでに加入されている両親も勧められたということでした。今後は、タバコ作付けを増やして規模拡大し、そして、健康で明るい家族を築けるよう頑張りたいと話されていました。

○農業者年金受給者の声



伊達幸夫さん（自宅にて）

末吉町の伊達幸夫さんは、今まで約45年間茶業に携わってこられ、現在も息子さんを中心に奥さんと3人で3.6haのお茶と1haのゆずを栽培されています。農業者年金は、昨年の8月から受給されるようになりました。高齢年金は農業経営を続けながら受給する事ができます。まだまだ元気なので、年金をもらいながら茶業を頑張り、息子さんが安定した農業経営ができるよう支えていきたいと話されていました。

認定農業者紹介



村下孝次さん・直子さん（大隅町）

大隅町の村下孝次さん・直子さん夫妻は、白菜12ha、スイカ2ha、さつまいも8ha、キャベツ4ha、加工用大根30aを作付けされ、従業員が現在5名で、毎日大変忙しい日々を送られています。直子さんは、鹿児島市田上から嫁いでこられて、農業は大隅に来てから始められたそうです。結婚21年目を迎えられ、今後の目標は、法人化を目指して活気があり、笑いの絶えないやりがいのある農業にしていきたいと抱負を語っておられました。



白菜畑で夫婦仲良く（直子さん・孝次さん）

新規就農者紹介



原田秀一郎さん（大隅町）

大隅町の原田秀一郎さんは、県外の企業で自動車関係のモーター開発に携わっておられましたが、幼い頃から両親の農業への取り組む姿勢を見て育ち、実家を継ごうと決心され、町内の畜産農家で2年間研修され、現在生産牛54頭、育成牛6頭の経営を両親と共にされています。今後の目標は、規模拡大もですが、飼養管理を徹底し、受胎率の向上、子牛の品質管理の向上を目指し、効率の良い経営を目標に頑張りたいと話されていました。



原田秀一郎さん（牛舎にて）

“全国農業新聞”の購読を！



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行
定価 月700円(送料を含む)

申し込みは…
曾於市農業委員会事務局（財部支所内 ☎0986-72-0947）
末吉分室（☎0986-76-8818）、大隅分室（☎099-482-5959）